

Press Release

平成17年3月15日
日本公認会計士協会

会長通牒

「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて」 (監査人の厳正な対応等について)を公表

金融庁は、昨年秋に判明した有価証券報告書の虚偽記載や情報関連企業の会計不祥事等に対応し証券市場の信頼性を確保するために、昨年11月16日と12月24日に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応」を公表しました。これを受けて、日本公認会計士協会は、自主規制組織として、昨年11月19日に「開示情報の信頼性の確保について」、昨年12月20日に「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた品質管理レビュー等の対応」を発出し会員に通知するとともに、協会内の委員会・プロジェクト及び東証との共同プロジェクトにおいて、具体的な対応策を検討して参りました。

これまでの検討結果を別紙のとおり、「ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けて(監査人の厳正な対応等について)」を会長通牒として取りまとめ、具体的な内容については、次のとおり、PT報告書及び審理情報により、会員に通知いたしましたので、お知らせいたします。

1. 「情報サービス産業における監査上の諸問題について」(PT報告)
2. 「有価証券報告書等の記載事項の適正性の確保について」(審理情報〔No20〕)
3. 「監査上の留意事項について」(審理情報〔No21〕)

以 上